

棒受け網漁業

番号	制 限 措 置 (規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
7-1-1	いわし、あじ、さば 棒受け網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共同漁業権（申請者の住所地の地先共同漁業権に限る。）の漁場区域内。ただし、火光利用の禁止区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	佐伯市（弥生、本丘、宇目及び直川を除く。）に住所を有する者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和8年10月31日までとする。